

平成30年11月9日

第17回水俣市農業委員会

第17回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年11月9日
開会 9時34分
閉会 10時43分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君
5番 田上 哲人 君 6番 森口 信二 君
7番 廣島 康雄 君 8番 山澤 親徳 君
9番 苗床 勝美 君 10番 坂本 隆司 君
11番 池田 郁雄 君 12番 田畑 和雄 君
13番 友田 勝久 君 14番 中村 清治 君
推進委員 13名
15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君 18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君
22番 坂口 新一 君 23番 山口 初憲 君
24番 前田 仁 君 25番 淵上 民雄 君
26番 森下 義孝 君 27番 下鶴 信雄 君
28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 なし
推進委員 1名
21番 前島 春美 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 農地転用許可後の工事完了について
議第62号 現況農地認定について
議第63号 農地法第3条の許可申請について
議第64号 農地法第5条の許可申請について
議第65号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第17回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は14名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、8番の山澤委員・9番の苗床委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は21番前島委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は16番の草野委員にお願いします。

16番委員
(草野武雄君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

以上。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

おはようございます。報告事項2点について、順次、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)許可不要転用について、御説明いたします。議案書は、1ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳；畑、現況；雑種地で、面積は、2,706㎡です。

理由は、南九州西回り自動車道の整備における、「熊本3号水俣地区改良ほか工事」に伴う、現場事務所、資材置き場などとして使用するため届け出があったものでございます。

転用期間を、平成30年11月1日から平成31年10月31日までとされています。

場所は、2ページに記載しております。

5月定例会で、今回と別の業者から、同様に許可不要届があった場所です。

次に、4ページをお願いします。

報告事項(2)農地転用許可後の工事の完了について、今回の会議の締切日までに完了報告書の提出があった、2件について

て、御説明いたします。

表の左の欄に記載した会議日に審議した農地法5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右側1列目の確認日に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第62号 現況農地認定について、議第62号を議題いたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員

おはようございます。現況農地認定について説明いたします。申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳宅地、現況樹園地でございます。面積、392.09㎡でございます。

申請地は7ページをご覧ください。現地調査を11月6日に事務局2名、野間委員と私、4名で行ってまいりました。このところは、平成23年頃から耕作していると書いてありますけれども、甘夏の樹が植わっております。この下と上が申請人の農地でありまして、きれいに管理をされておりますので、農地として適正であると確認をしてきましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第62号 現況農地認定については、認定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第62号 現況農地認定については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定いたします。

次に移ります。

議第63号 農地法第3条の許可申請について、議第63号を議題といたします。

なお、1番については、先月の保留事項ですので、説明は事務局からお願いします。

事務局長

はい、議長

議 長

はい、事務局長。

事務局長

農地法第3条の許可申請について、追加説明を申し上げます。議案書は、9ページになります。

番号1につきましては、「圃場整備後の売買の可否について」疑義がありましたが、事務局の準備不足により、皆様に御迷惑をおかけし、保留いただいた分です。

その後、農林水産課農業土木係に聞き取りを行い、さらに、担当者にあっても、詳細に調査しましたところ、土地改良事業において、圃場整備後の売買については、問題無い、つまり補助金の返還対象等とはならないとのことでした。

なお、本件につきましては、熊本県の担当課にも確認を行って、御指導を受けているところでございます。

以上で、ございます。

2番委員
(松本公昭君)

はい、議長

議 長

はい、2番 松本公昭委員にお願いします。

2番委員

おはようございます。番号2について説明をいたします。

譲渡人、記載のとおりで、持分12分の1、記載のとおりで、持分24分の1、記載のとおりで、持分12分の1。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑が1筆、台帳・現況とも田が3筆、面積、4筆合計1, 574㎡です。

譲受人の状況は、記載のとおりです。譲受人夫婦は、結構高齢なんですけど、玉葱とかを手広くやっておられまして、まだまだ健在でやっておられるところです。従いまして、下限面積は申請地の面積と今回の合計面積で40aを超えていますので問題ないと思います。

申請地は11ページをご覧ください。現地は長年譲受人が耕作されており、現在の持ち主の親が生前名義変更をしたいと言

っておられたのですが、亡くなられたので、今回名義変更をするということになりました。実際は親から財産分与でこの土地を今回の譲渡人の親が相続されたわけですが、もう県外の方にいらっしゃるの、管理はできませんので、当初から譲受人がずっと管理、耕作をされておりました。もう持ち主ではどうにもならないということで、今回贈与ということになりました。

従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないために許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、5番 田上哲人委員にお願いします。

5番委員

それでは3条申請の番号3について説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積は、810㎡です。

譲受人の状況は、記載のとおりです。構成員の中に、譲受人の下に別姓の方の名前が記載されておりますが、その方は従業員だそうです。

11月7日に譲受人立ち合いで現地調査を行いました。申請地は12ページです。申請地は荒れていますが、十分耕作可能な状況でした。譲渡人は、平成28年に相続されていますが、農業はできないとのことから、近所に住まれている譲受人に相談され、今回の申請となっております。譲受人は、水稻が中心で、畑には牧草や麦を栽培され、繁忙期にはサポートセンター等の支援を受け農業経営に取り組まれているとのことでした。現地には柑橘を栽培するとのことでした。住まいは市外ですが、耕作は可能と思われま。

下限面積等は満足し、農地法第3条第2項の各号には該当しませんので許可要件は満たしており、何ら問題ないと思われま。御審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

3番委員

はい、議長

(松田時義君)

議 長 はい、3番 松田委員

3番委員 ちょっと私わからないものですから教えてください。2番について質問します。譲渡人の持分を譲受人に移して、あと足りないんですけど、これで登記ができるんだらうかなと思ったんですよ、所有権移転だからですね。できるんでしょうか、お聞きします。

事務局
(本村参事) 今回の申請につきましては、共有の土地で、ほかにまだ持分が移転できていないのが4名おられます。後々はその4名の共有の持分も移転手続きをするということになっております。それで、持分の所有権移転というのは可能ということで、その部分は農地法上は問題ないということにはなっております。共有の持分だと、ほかの方の権利というのも入っているので、後々の問題とかきちんとそういったところできていないと、後々問題が発生する可能性もあるということで、こちらの方で慎重にしないといけないんですけども、今回の場所については以前から崎田さんの方が耕作をされていたということで、特に問題はないのかなというふうに思っております。

議 長 ほかにはありませんか。

17番委員
(竹下正治君) はい、議長

議 長 はい、17番 竹下委員

17番委員 3名分の合計分が1, 574㎡ということですか。

事務局 移転する農地が1, 574㎡で、今回移転されない方と譲受の共有での名義になります。

議 長 他にはありませんか。

6番委員
(森口信二君) はい、議長

議 長 はい、6番 森口委員

6番委員 今話を聞いていて、分母の24が基準になっているんですよ。あとの残りが絡んでくるんですよ。その絡みはこれとどんな関係があるんですか。

議 長 残りの方の持分は今回の申請との絡みはなく、残りを所有権移転するときは、残りの分を新規に申請しないと持分は移らないということです。

6 番委員 今回の譲渡人の分だけに移ると理解していいんですか。

議 長 そうです。
他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第63号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第63号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第64号 農地法第5条の許可申請について、議第64号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10 番委員 はい、議長

議 長 はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10 番委員 農地法第5条の許可申請の1番について御説明いたします。譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑でございます。面積、227㎡でございます。

転用理由、記載のとおりです。第3種農地、所有権移転です。

施設概要、個人住宅115㎡。

資金計画、融資記載のとおり、融資証明書添付です。費用、記載のとおりです。

申請地は16ページをご覧ください。現地調査を11月6日、事務局2名、行政書士、野間委員と私、5名で行ってまいりました。隣のところも同じ農地でありまして、最初に隣家の方が宅地にされております。その残りの分になってきます。17ページの配置図を見てください。雨水の方は道の反対側に側溝がありますので、そこに流して、下水の方は丁度真ん中に点々がありますけども、そこに下水が入っております。周りにはもう農

地がなくてみんな住宅地になっておりますので、日照権とかも問題ないかと思えます。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準より、個人住宅を建築しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

9番委員
(苗床勝美君)

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員にお願いします。

9番委員

おはようございます。農地法第5条の許可申請についての2番と3番について御説明いたします。

2番、譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。これは親子関係ということでございます。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。1筆で面積が258㎡。

転用理由につきましては、記載のとおりです。第2種農地の所有権移転です。

施設の概要は、個人住宅118㎡です。

資金計画につきましては、融資記載のとおり、融資証明書が添付されています。自己資金記載のとおり、残高証明書が添付されています。費用、記載のとおりです。

まず、家を作る前に周りの住民の同意書を取るというようなことで話を聞いております。申請地は18ページをご覧ください。19ページに配置図があります。11月6日に譲渡人、草野委員、行政書士、事務局2名、私で現地調査を行ってきました。隣接に畑がありますが、住宅を建築しても被害はないと判断をしております。なお、家庭排水につきましては合併浄化槽を作る、雨水につきましても、申請地の横に側溝を作り、市の側溝に流すというようなことでございました。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

次に3番を説明します。

譲渡人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況、原野、面積、2筆合計782㎡。

譲渡人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況原野、面積、2筆合計449㎡。

譲渡人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況原野、面積、2筆合計73.53㎡。

譲渡人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況原野、面積、 37 m^2 。

譲渡人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況原野、面積、 53 m^2 。

5名の方の分8筆合計 $1,394.53\text{ m}^2$ 。

譲受人、記載のとおりでございます。

転用理由につきましては、申請地の左側の山林を所有しており、その土地を利用して太陽光発電事業を計画している。これは後で事務局の方から説明していただきたいと思っております。以下は記載のとおりです。施設の概要は、道路が $1,682.53\text{ m}^2$ 、うち農地部分は 785.53 m^2 、駐車場 609 m^2 、うち農地部分は 609 m^2 。

資金計画につきましては、自己資金が記載のとおり、残高証明書添付でございます。費用、記載のとおりでございます。

現在生活道路としては、5名の方が住まれておりますが、3m位しかないから狭いというようなことで、この工事をした後には4m道路になるというようなことでございます。

申請地は20ページをご覧ください。11月6日に草野委員と行政書士、事務局2名、私で現地調査を行いました。申請地付近には住民がおられ、生活道路としては手狭であるというようなことでございます。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、道路の拡張工事及び駐車場の建設に問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

事務局
(本村参事)

今回の道路拡幅に関してなんですけれども、ここの道を通った上の方で太陽光の事業計画の方がありまして、その地元説明会を本年の8月頃に地域の方で開催しておりますが、その中で太陽光の事業計画地に行く道路として、市道を拡幅するというような形で話したところ、地域の方の協力も得られている、この道路に関しては今後農地転用等して、譲受人が道路を整備して、最終的にはその道路拡幅分に関しては市に寄付をして、市道を拡幅されるということで、その道の広さは今3m程度なんですけれども、最低4m、広いところはそれ以上というような形で計画がされています。太陽光の方に関しては、今現在林地開発の許可申請をまだ取っていないので、今後その許可申請を行

って、許可が下りてから実施をされる、それに先行して道を作っていくというような内容になっております。

以上です。

議 長

太陽光発電は山に作るそうです。今回は道路拡張だけの申請です。

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

3 番委員

はい、議長

議 長

はい、3 番松田委員

3 番委員

3 番について質問します。太陽光発電ですけども、現在九電は太陽光発電は停止していると思えますけれども、果たしてこの計画ができるのかどうか疑問視しております。この付近は3年前から山林とか土地の買収が行われておりますけれども、現在九電は新規は認めない方針ですけども、もし道路なんかを作ったとしても、計画が中止になればどうなるんでしょうか。ちょっと心配しておりますけれども。事務局の方でわかっていたら教えてください。

事務局
(本村参事)

今回太陽光の道路の拡幅が主なんですけども、地域の方からの要望もあって道路の拡幅ということもあるので、今回の事業に関しては、太陽光の許可も絡んでくるんですけども、道路の拡幅だけをみると太陽光の事業がもしできなくても、期間も今年度末までの工事完了の予定となっておりますので、大丈夫と思っております。

3 番委員

だけどですね、工事にこれだけかけるわけですよ、お金を。そして認可されなかったら、この会社は倒産するんじゃないかと思うんですが。

事務局
(本村参事)

太陽光の部分の設備認定の許可は経済産業省での許可は下りているということです。今回の道路に関しては太陽光の事業計画には含まれておりません。基本的には、太陽光と切り離れたところの工事ということになります。

議 長

他にはありませんか。

6 番委員

はい、議長

議 長

はい、6 番 森口委員

6 番委員

3 番についてですが、拡張工事をされるということですが、長さ的にはどの位あるんですか。幅は分かったけど、あと、排水の方向問題とか、どういう形で流していくのかとかが見えな
いんですけど。

事務局
(本村参事)

すみません、ちょっと延長は確認しておりません。市道の側溝につきましては、その図の山側の方に側溝をきちんと入れてそこに雨水を流すということになっております。道路に関しては、市道に最終的に農転をしてもらうというような話で土木の方にもその話をしてやっておりますので、市道の基準に合うように側溝とかの水量とかも計算して入るといようなことで伺っております。

議 長

他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第64号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第64号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第65号 農用地利用集積計画の申出について、議第65号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3 番委員

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3 番委員

失礼します。農用地利用集積計画の申出について利用権の再設定1番について御説明いたします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、1, 164㎡。始期終期、平成30年12月1日から平成33年11月30日まで、期間は3年。利用目的は水稲、借賃は全体で玄米90kg、1年毎です。利用権の種類は賃借権。

借人は、記載のとおりです。御主人は身体がちょっと弱っていらっしゃいますけれども、奥さんが元気で、高齢ですけども、

自転車で草刈り機も積んで動いて回っていらっしやいます。借人に自作地がちょっと少ないですよと話をしました。借人は別のところにたくさん農地を持ってらっしやいますけれども、1筆調査でほとんどB分類ですから、土地は荒れてるばいと言いましたところ、猪が来て作られないということで、来年息子さんが定年で帰ってくるから、来年はきちんとしますということでした。借人は非常に農業に熱心で、とても奥さんには頭が下がるような、非常によく働かれる方です。毎日田んぼや畑仕事をしていらっしやいますけれども申請地の方には毎日行かれています。現在玉葱を作っておられます。

場所は25ページをご覧ください。非常にいい田んぼです。米もよくできるところです。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

6番委員

はい、議長

議長

はい、6番 森口信二委員にお願いします。

6番委員

議第65号農用地利用集積計画の申出について、利用権設定の再設定の2番について説明します。

貸人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、10,358㎡。始期終期は平成30年12月1日から平成35年11月30日まで、期間は5年間です。利用目的は茶です。借賃は10a当たり1年毎に1万円です。利用権の種類は賃借権。

借人は、記載のとおりです。経営の面積は、記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。借人は、大々的に専業のお茶農家であります。

申請地は26ページをご覧ください。11月6日に現地を確認してきました。道路の両面がお茶畑で、借人もここでお茶を栽培されております。お茶畑はきれいに剪定されてよく管理されておりました。また、貸人も畑で作業をされておまして、偶然お会いできました。貸人はご高齢ですが、維持管理機などを使って野菜などを作っておられますが、お茶畑は貸しますとのことでした。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

4番委員

はい、議長

(戸次治夫君)

議 長

はい、4番 戸次治夫委員にお願いします。

4番委員

議第65号農用地利用集積計画の申出利用権再設定の3番4番についてご説明します。

3番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・ 現況とも畑、面積、888㎡。始期終期は平成30年12月1日から平成35年11月30日、期間が5年間。利用目的は玉葱です。借賃は無償ということで、利用権の種類は使用貸借権です。借人はまた後程説明します。

4番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑が1筆、台帳・現況とも畑が3筆、面積、4筆合計1,426㎡。始期終期は、平成30年12月1日から平成35年11月30日まで5年の5年間、利用目的は玉葱です。借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。従事者は記載のとおりです。

現地は27ページをご覧ください。前回も出ていまして、その上の場所です。借人は玉葱しか作っておられません。1つ悩みがあるということは、晩生しかできないからちょっと単価が安いのが玉に瑕かなということは言われていながらも、皆で一生懸命玉葱を作っておられます。現在は、マルチをはって、一応20日から植え付けに入る予定と聞いております。このようにすべての畑に玉葱を植えていくとされています。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

4番委員

はい、議長

議 長

はい、4番 戸次委員

4番委員

ちょっと補足説明ですけども、2番の借人が借りられるところですけど、貸人は、森口委員がお会いした方の娘さんで、この方はちょっと身体が不自由で、とても農業ができるような身体ではありません。お母さんが高齢ということで、後では畑

は子どもが作るということで草払い等はやっておられますが、広い面積はちょっとできないということで、前から借人の茶摘み等も一緒に行って手伝いはしておられた中で、それで借人が作ってくれるというようなことで、喜んで貸しているような状況です。借人もきれいに茶畑を手入れされて、一生懸命茶業に励んでおられるような状況で、これは何ら問題はないので、率先して皆さんに薦めていきたいというように思っています。

議 長

他にはありませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第65号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第65号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第17回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員